

草津市告示第311号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月8日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年7月15日に送達があったものとみなす。

固定資産税・都市計画税納税通知書

連番	発送先宛名	賦課年度	課税年度分
1	井上 辰之助	令和8年度	令和8年度
2	山元 千太郎	令和8年度	令和8年度
3	大成開発 株式会社	令和8年度	令和8年度
4	有限会社 東海住建	令和8年度	令和8年度
5	株式会社 セコウ	令和8年度	令和8年度
6	山本 初太郎	令和8年度	令和8年度
7	長目 光	令和8年度	令和8年度
8	栄都開発 株式会社	令和8年度	令和8年度
9	株式会社 丸商	令和8年度	令和8年度
10	棚橋 滋代	令和8年度	令和8年度
11	福元 公憲	令和8年度	令和8年度
12	エフオール 株式会社	令和8年度	令和8年度